

[IV] 平成22年度社会事業部事業計画（案）

第1 へるぷねっといしかわの運営

1 相談事業の実施

- (1) 市民の法的アクセス向上に寄与するため、昨年に引き続き相談員の拡充を図るとともに、電話相談及び定期的な面接相談を行う。
- (2) 生活困窮状態にある市民を対象として、生活保護等の社会保障制度を活用して相談者の生活再建につなげるための相談事業を行う。
- (3) その他必要に応じ、非定期的な相談事業（110番等）を企画部及び広報部と連携して行う。

予算額 金254,800円

内訳 旅費 5,000円×3名×6回=90,000円

日当 900円×3時間×4名×6回=64,800円

チラシ増刷 100,000円

2 各種相談会への相談員派遣

(1) 多重債務問題関連

多重債務対策本部と県内各地方自治体の連携のもと、多重債務問題に対する取り組みが継続している中、改正貸金業法の完全施行、生活困窮者の増加などを背景として多重債務相談の増加が見込まれるため、昨年度に引き続き、各行政機関等が主催する相談会や多重債務相談強化キャンペーン等への相談員の派遣を行う。

(2) 消費者問題

昨年、消費者庁が発足し、県内数カ所に新たに消費生活センターが設置される等、県から各市町(広域連携含む)単位へと相談体制が整備されつつある。

消費者庁でも、地方における消費者行政を充実させるために、各地域の関係団体との連携による高度な専門相談への対応強化が必要であるとしており、当会としても消費者問題に積極的に取り組むべく、地域の実情に応じて相談員の派遣等を行う。

予算額 金1,074,000円

内訳 事業費 100,000円(相談会実施)

旅費日当 974,000円(内訳詳細後記)

〈各種相談会一覧〉

派遣先	相談種別	日程等	金額（円）	回数/年間
金沢市役所	多重債務	毎週木曜日	150,000	75
金沢市役所	登記	毎週水曜日	100,000	50
法テラス	情報提供職員	毎週火曜日	0	100
白山市役所	多重債務	毎月第2月曜日	24,000	12
白山市役所	登記	毎月第2月曜日	24,000	12
小松市役所	登記	毎月第2金曜日	24,000	12
小松市役所	多重債務	毎月第3金曜日	24,000	12
加賀市役所	多重債務	毎週木曜日	100,000	50
七尾市役所	登記・一般	毎月第4金曜日	24,000	12
中能登町役場	一般	毎月第1月曜日	24,000	12
羽咋市役所	登記・一般	毎月第3水曜日	24,000	12
志賀町（志賀）	一般	毎月第2金曜日	24,000	12
志賀町（富来）	一般	隔月（奇数月）	12,000	12
司法書士会	一般	毎週水曜日夜間	220,000	50
その他相談	一般	随時・新規	200,000	
合計			974,000	

第2 経済的困窮者に対する支援事業

多重債務事件等の法的処理を行っても、なお生活困窮から抜け出すことが困難な状態にある市民の生活再建を目的として、生活保護手続等の社会保障制度に関する相談に対応し、必要に応じて、申請時の行政窓口への同行をする。

第3 相談員の能力向上に関する研修

相談時における相談者への対応や提供すべき情報等、相談者の実情に即した相談を行うための能力向上に資する研修会を、研修部と連携して行う。

また、民事法律扶助制度の利用推進に関する研修も行う。

予算額 研修部予算に別途計上

第4 関係諸団体との連携・協働

法テラス等の関係諸団体との連絡調整を行い、相互の連携が要求される諸問題について情報交換を行う。なお、協働して相談会等を開催する場合には、相談員を派遣等対応する。

予算額 金 59,000円

内訳 旅 費 5000円×10回=50,000円

日 当 900円×10回=9,000円

第5 ADR機関（司法書士調停センター）に関する情報収集

昨年度に引き続き、ADR機関の設置及び運用状況につき情報収集を行う。

予算額 金 0円

予算総額 金 1,387,800円